別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置 法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定 に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といい ます。)および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社 の事務所に掲示いたします。

- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
 - イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は,ロの場合を除き, 当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告 示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間 に使用される電気に適用いたします。
 - ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
 - イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお,再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は,1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に 定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に 定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたしま す。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまに ついては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能 エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

- ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定 により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただ いたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたしま す。
 - (イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。) の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の

調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位 で四捨五入いたします。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

 $\alpha = 0.0140$

 $\beta = 0.3483$

y = 0.7227

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均

石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

口 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値と いたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第 1位で四捨五入いたします。

- (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を下回る場合
 燃料費
 調整単価 = (27,100円 平均燃料価格) $\times \frac{(2)$ の基準単価 1,000
- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回り、かつ、40,700円以下の場合

燃料費 =
$$(平均燃料価格 - 27,100円) \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が40,700円を上回る場合 平均燃料価格は、40,700円といたします。

燃料費 =
$$(40,700$$
円 $-27,100$ 円) $\times \frac{(2)$ の基準単価 1,000

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整 単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に 使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は, (ロ)の場合を除き, 次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月	その年の5月の検針日から6月の
31日までの期間	検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月	その年の6月の検針日から7月の
30日までの期間	検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月	その年の7月の検針日から8月の
31日までの期間	検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月	その年の8月の検針日から9月の
30日までの期間	検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月	その年の9月の検針日から10月の
31日までの期間	検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月	その年の10月の検針日から11月の
31日までの期間	検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月	その年の11月の検針日から12月の
30日までの期間	検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月	その年の12月の検針日から翌年の
31日までの期間	1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月	翌年の1月の検針日から2月の検
30日までの期間	針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月	翌年の2月の検針日から3月の検
31日までの期間	針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年	翌年の3月の検針日から4月の検
の1月31日までの期間	針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年 の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場 合は、翌年の2月29日 までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検 針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整

単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

二 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、口によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料 費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

燃料費調整額は、口によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料 費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯 Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量まで は、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

	10ワットまでの1灯につき	63 銭 0 厘
電	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円25銭8厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円 51 銭 6 厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3円77銭6厘
灯 	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円29銭2厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	6円29銭2厘
小	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円87銭9厘
型 機	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの 1 機器につき	3円 75 銭 8 厘
器	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	3円 75 銭 8 厘

(ロ) 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭1厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアン ペアまでの場合	10 銭 2 厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	10 銭 2 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルト アンペアまでの場合	1円01銭4厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円01銭4厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価

の半額といたします。

突羽电刀 1 イロソット 1 口 につき 一 一 一 一 1 口 00 銭 0 座	契約電力1キロワット1日につき	1円06銭6厘
---	-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

(イ) 従量電灯A, 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B 基準単価は、次のとおりといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の15キロ ワット時まで	2円 43銭0厘
電力量料 金	上記をこえる 1 キロワット 時につき	16 銭 2 厘

(ロ) (イ)以外の場合

基準単価は,次のとおりといたします。

1キロワット時につき 16 銭 2 厘

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)口によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

3 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。
 - イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。この場合, 最大の入力の電気機器から順次対象といたします。 ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて 次によって算定した値を加えたものといたします。

- (イ) 住宅, アパート, 寮, 病院, 学校および寺院 1 差込口につき 50ボルトアンペア
- (ロ) (イ)以外の場合 1 差込口につき 100ボルトアンペア
- (2) (1)により、契約負荷設備の総容量を算定することが不適当と認められる場合は、別表4 (標準容量換算表)による負荷設備容量に単体500ボルトアンペア以上の小型機器容量を加算したものといたします。ただし、寮、アパート等は、建物構造を参考に協議決定いたします。

4 標準容量換算表

取付灯数による負荷設備容量は、次のとおりといたします。

なお, 多灯式けい光灯は, 管数にかかわらず1灯とし, コンセント, 分岐ソケットおよびテーブルタップは, 差込口の数を取付灯数に算入いたします。

(単位:キロボルトアンペア)

取付	負荷設	備容量	取付	負荷設	備容量	取付	負荷設	備容量	取付	負荷設	備容量
灯数	住宅用	営工業用	灯数	住宅用	営工業用	灯数	住宅用	営工業用	灯数	住宅用	営工業用
10	1.4	1.7	42	4.2	4.7	74	5.3	6.2	106	6.4	7.6
12	1.7	2.0	44	4.3	4.8	76	5.4	6.3	108	6.5	7.7
14	2.1	2.4	46	4.3	4.9	78	5.5	6.3	110	6.6	7.8
16	2.5	2.8	48	4.4	5.0	80	5.5	6.4	112	6.6	7.9
18	2.7	3.0	50	4.5	5.1	82	5.6	6.5	114	6.7	8.0
20	3.0	3.2	52	4.6	5.2	84	5.7	6.6	116	6.8	8.1
22	3.1	3.3	54	4.6	5.3	86	5.7	6.7	118	6.9	8.2
24	3.2	3.5	56	4.7	5.3	88	5.8	6.8	120	6.9	8.3
26	3.3	3.6	58	4.8	5.4	90	5.9	6.9	122	7.0	8.4
28	3.4	3.7	60	4.8	5.5	92	5.9	7.0	124	7.1	8.5
30	3.5	3.9	62	4.9	5.6	94	6.0	7.1	126	7.1	8.5
32	3.6	4.0	64	5.0	5.7	96	6.1	7.2	128	7.2	8.6
34	3.8	4.2	66	5.0	5.8	98	6.2	7.3	130	7.3	8.7
36	3.9	4.3	68	5.1	5.9	100	6.2	7.4	132	7.3	8.8
38	4.0	4.5	70	5.2	6.0	102	6.3	7.4	134	7.4	8.9
40	4.1	4.6	72	5.3	6.1	104	6.4	7.5	136	7.5	9.0

取付	負荷設	備容量	取付	負荷設	備容量	取付	負荷設	備容量	取付	負荷設	備容量
竹数	住宅用	営工業用	灯数	住宅用	営工業用	付灯数	住宅用	営工業用	灯数	住宅用	営工業用
138	7.5	9.1	178	8.9	10.9	218	10.3	12.7	258	11.7	14.6
140	7.6	9.2	180	9.0	11.0	220	10.4	12.8	260	11.8	14.7
142	7.7	9.3	182	9.1	11.1	222	10.5	12.9	262	11.9	14.8
144	7.8	9.4	184	9.1	11.2	224	10.5	13.0	264	11.9	14.8
146	7.8	9.5	186	9.2	11.3	226	10.6	13.1	266	12.0	14.9
148	7.9	9.5	188	9.3	11.4	228	10.7	13.2	268	12.1	15.0
150	8.0	9.6	190	9.4	11.5	230	10.8	13.3	270	12.1	15.1
152	8.0	9.7	192	9.4	11.6	232	10.8	13.4	272	12.2	15.2
154	8.1	9.8	194	9.5	11.6	234	10.9	13.5	274	12.3	15.3
156	8.2	9.9	196	9.6	11.7	236	11.0	13.6	276	12.4	15.4
158	8.2	10.0	198	9.6	11.8	238	11.0	13.7	278	12.4	15.5
160	8.3	10.1	200	9.7	11.9	240	11.1	13.7	280	12.5	15.6
162	8.4	10.2	202	9.8	12.0	242	11.2	13.8	282	12.6	15.7
164	8.5	10.3	204	9.8	12.1	244	11.2	13.9	284	12.6	15.8
166	8.5	10.4	206	9.9	12.2	246	11.3	14.0	286	12.7	15.8
168	8.6	10.5	208	10.0	12.3	248	11.4	14.1	288	12.8	15.9
170	8.7	10.6	210	10.0	12.4	250	11.4	14.2	290	12.8	16.0
172	8.7	10.6	212	10.1	12.5	252	11.5	14.3	292	12.9	16.1
174	8.8	10.7	214	10.2	12.6	254	11.6	14.4	294	13.0	16.2
176	8.9	10.8	216	10.3	12.7	256	11.7	14.5	296	13.1	16.3

取付	負荷設	備容量	取付	負荷設	備容量	取付	負荷設	備容量	取付	負荷設	備容量
灯数	住宅用	営工業用	灯数	住宅用	営工業用	灯数	住宅用	営工業用	灯数	住宅用	営工業用
298	13.1	16.4	324	14.0	17.6	350	14.9	18.8	376	15.8	20.0
300	13.2	16.5	326	14.1	17.7	352	15.0	18.9	378	15.9	20.0
302	13.3	16.6	328	14.2	17.8	354	15.1	19.0	380	16.0	20.1
304	13.3	16.7	330	14.2	17.9	356	15.1	19.0	382	16.0	20.2
306	13.4	16.8	332	14.3	17.9	358	15.2	19.1	384	16.1	20.3
308	13.5	16.9	334	14.4	18.0	360	15.3	19.2	386	16.2	20.4
310	13.5	16.9	336	14.4	18.1	362	15.3	19.3	388	16.3	20.5
312	13.6	17.0	338	14.5	18.2	364	15.4	19.4	390	16.3	20.6
314	13.7	17.1	340	14.6	18.3	366	15.5	19.5	392	16.4	20.7
316	13.7	17.2	342	14.7	18.4	368	15.6	19.6	394	16.5	20.8
318	13.8	17.3	344	14.7	18.5	370	15.6	19.7	396	16.5	20.9
320	13.9	17.4	346	14.8	18.6	372	15.7	19.8	398	16.6	21.0
322	14.0	17.5	348	14.9	18.7	374	15.8	19.9	400	16.7	21.1

5 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよび二によります。

イ けい光灯

	換算	容 量
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×200パーセント	×125パーセント

ロ ネオン管灯

	換 算 容 量				
2 次電圧 (ボルト)	入力 (ボ)	7 + (71)			
	高力率型	低力率型	入力(ワット)		
3,000	30	80	30		
6,000	60	150	60		
9,000	100	220	100		
12,000	140	300	140		
15,000	180	350	180		

ハ スリームラインランプ

管の長さ(ミリメートル)	換 算 容 量					
目の区で(ミリクートル)	入力(ボルトアンペア)	入力 (ワット)				
999以下	40	40				
1,149以下	60	60				
1,556以下	70	70				
1,759以下	80	80				
2,368以下	100	100				

二水銀灯

		換 算 容 量					
出力(ワット)	入力 (ボ)	入力 (ワット)					
	高力率型	低力率型					
40以下	60	130	50				
60以下	80	170	70				
80以下	100	190	90				
100以下	150	200	130				
125以下	160	290	145				
200以下	250	400	230				
250以下	300	500	270				
300以下	350	550	325				
400以下	500	750	435				
700以下	800	1,200	735				
1,000以下	1,200	1,750	1,005				

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量(入力〔キロワット〕) は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- (ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

	換 算 容 量							
出力(ワット)	入力(ボ	ルトアンペア)	入力 (ワット)					
	高力率型	低力率型						
35以下		160						
45以下		180						
65以下		230						
100以下	250	350	出力(ワット)					
200以下	400	550	×133.0パーセント					
400以下	600	850						
550以下	900 1,200							
750以下	1,000	1,400						

口 3相誘導電動機

換算	容量(入	力〔キロワット〕)
出力(馬力)) ×	93.3パーセント
出力(キロ	ワット) ×	125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大き い換算容量といたします。

装置種別(携帯 型および移動型 を含みます。)	最高定格 管 電 圧 (キロボルトピーク)	管 電 流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。
		20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
	95キロボルトピーク 以下	50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
	W1	100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
沙 宛 田 壮 墨		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
診察用装置		200ミリアンペア以下	5
	95キロボルトピーク 超過	200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
	100キロボルトピーク	300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
	以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク 超過	500ミリアンペア以下	9.5
	125キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク 超過	500ミリアンペア以下	11
	150キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
最高明以完全 b.	コンデンサ容量	₹ 0.75マイクロファラット以下	1
蓄電器放電式 診 察 用 装 置	0.75マイクロファラッド声	2週 1.5 マイクロファラッド以下	2
E WAYN & E	1.5 マイクロファラッド声	2過3 マイクロファラッド以下	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合 入力(キロワット)=最大定格1次入力(キロボルトアンペア)

ロ イ以外の場合

(5) その他

- イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。
- ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠く ことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷 設備の容量(入力)を算定いたします。
- ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

6 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率
$$=$$
 $\frac{100}{\beta^{n-2}} \times \left\{ \frac{100}{\delta^{n-2}} \times \left\{ \frac{100}{\delta^{n-2}}$

7 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)		
	10	3.5		
	15	4.5		
	20	5.5		
100	30	9		
100	40	14		
	60	17		
	80	25		
	100	30		
	40	3.5		
200	60	4.5		
	80	5.5		
	100	7		

ロ ネオン管灯

変圧器2次電圧 (ボルト)	変圧器容量 (ボルトアンペア)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
3,000	80	20
6,000	100	30
9,000	200	50
12,000	300	50
15,000	350	75

ハ水銀灯

出力	コンデンサ取付容	量(マイクロファラッド)
(ワット)	100ボルト	200ボルト
50以下	30	7
100以下	50	9
250以下	75	15
300以下	100	20
400以下	150	30
700以下	250	50
1,000以下	300	75

(2) 誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

電 動 機定格出力	馬力	1/8	1/4	1/2	1
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	使用電圧 100ボルト	40	50	75	100
	使用電圧 200ボルト	20	20	30	40

(ロ) 3相誘導電動機(使用電圧200ボルトの場合といたします。)

電動機	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
定格出力	出力 キロワット 0	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ耳 (マイクロファ		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応する イに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機 (使用電圧200ボルトの場合といたします。)

イ 交流アーク溶接機

溶接機最大入力 (キロボルトアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上 50 未満
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

口 交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4) その他

(1), (2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

8 契約容量および契約電力の算定方法

16 (従量電灯) (2)ニ(四)または19 (低圧電力) (4)口の場合の契約容量または 契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、 力率 (100パーセントといたします。) を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしく は200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 $(アンペア) \times$ 電圧 $(ボルト) \times \frac{1}{1,000}$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧

は、200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流 $(アンペア) \times$ 電圧 $(ボルト) \times 1.732 \times \frac{1}{1.000}$

9 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

前月または前年同月の使用電力量 前月または前年同月の実日数 × 協定の対象と なる期間の日数

ロ 前3月間の使用電力量による場合

前3月間の使用電力量 前3月間の実日数 × 協定の対象と なる期間の日数

- (2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量(入力)にそれぞれの使用時間を乗じてえた値 を合計した値といたします。
- (3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

取替後の計量器によって計量された使用電力量 × 協定の対象と 取替後の計量器によって計量された期間の日数 なる期間の日数

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合 参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたしま す。 なお、この場合の計量器の取付けは、56(計量器等の取付け)に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

計量電力量 100パーセント+(±誤差率)

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の 使用電力量を対象として協定いたします。

- イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月
- ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

10 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。
 - イ 基本料金,最低料金,定額制供給の料金または最低料金に適用される再 生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

1月の該当料金× 日割計算対象日数 検針期間の日数

ただし、26(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、

- ロ 従量電灯, 臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分を 日割りする場合
 - (イ) 従量電灯A

最低料金適用電力量=15キロワット時× 日割計算対象日数 検針期間の日数

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

第1段階料金適用電力量=105キロワット時× 日割計算対象日数 検針期間の日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ 120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が 適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量=180キロワット時× 日割計算対象日数 検針期間の日数

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこ え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金 が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯 B

第1段階料金適用電力量=120キロワット時× 日割計算対象日数 検針期間の日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量=180キロワット時× 日割計算対象日数 検針期間の日数

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこ え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金 が適用される電力量をいいます。

(ハ) 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

最低料金適用電力量=15キロワット時× 日割計算対象日数 検針期間の日数

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦 課金が適用される電力量をいいます。

- (二) (イ), (口)または(ハ)によって算定された最低料金適用電力量, 第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は, 1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (赤) 26 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(イ)、(ロ)および(ハ)の 日割計算対象日数 は、日割計算対象日数 といたします。 検針期間の日数 は、暦 日 数
- ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合
 - (イ) 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
 - (ロ) 26 (料金の算定) (1)口の場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力(従量制供給のものに限ります。)および農事用電力(従量制供給のものに限ります。)のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- 二 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用 される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エ ネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定する場合
 - (イ) 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
 - (ロ) 26 (料金の算定) (1)口の場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によ

ります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよび口にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始 の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

- (3) 定額制供給の場合または25 (使用電力量の計量) (7)の場合は、電気の供給 を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよび口にいう検針期間の 日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、その お客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよび口にいう暦日数は、次のとおりといたします。
 - イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日 (開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。) の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。

(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、

電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には 含みません。

11 標準設計基準

(1) 適 用

イ この基準は、W (工事費の負担) に定める標準設計で施設する場合の工 事費の算定に適用いたします。

- ロ この基準に明記していない場合は、電気設備に関する技術基準、その他 の法令、当社の設計基準等にもとづき技術的に適当と認められる設計によ ります。この場合、その設計を標準設計といたします。
- ハ 地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたいため特別な施設を要する場合は、技術的に適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

(2) 高圧または低圧電線路

イ 通 則

(イ) 電圧降下の許容限度

高圧または低圧電線路における電圧降下の限度の標準は、次表の値といたします。この場合、電線路は需給地点から当該の需要に電気を供給する発変電所の引出口に設置する断路器もしくはこれに相当する機器または供給用変圧器の負荷側接続点までといたします。

	高	圧	低	圧
公称電圧	6,600	ボルト	100ボルト	200ボルト
電圧降下	6007	ボルト	6ボルト	20ボルト

ただし, 既設電線路を利用する場合または他のお客さまと同時に供給

設備を施設する場合は、他のお客さまの電圧降下および法令で定められ た電圧維持基準等を考慮して施設いたします。

(口) 経過地

高圧または低圧電線路の経過地は、地形その他用地の事情を考慮して保守および保安に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

高圧または低圧電線路は架空電線路といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上不可能な場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合は他の方法によります。

ロ 高圧または低圧架空電線路

(イ) 電線路の施設

- a 高圧または低圧架空電線路は、単独の電線路を新設する場合、他の 架空電線路と併架する場合および電線の張替えによる場合ならびに負 荷分割をする場合のうち、線路の保守および保安に支障を来たさない 範囲で、最も経済的な方法により施設いたします。
- b 高圧架空電線路を単独に施設する場合は、原則として1回線といた します。

(ロ) 支持物の種類

高圧または低圧架空電線路の支持物には、原則として、工場打鉄筋コンクリート柱で、無着色のものを使用いたします。ただし、周囲の状況、地形または経済上適当でない場合には、他の支持物を使用することがあります。

(ハ) 標準径間

高圧または低圧架空電線路の標準径間は、原則として次表の値といた します。

施設地域	標準径間(メートル)
市街地	30~40
その他	40~50

(二) 支持物の長さ

高圧または低圧架空電線路の支持物の長さは、次表の値を標準といた します。ただし、施設場所の状況により、根入れ、他の工作物との離隔、 装柱等の関係から必要な場合は、この長さ以外のものといたします。

装柱	施設地域	市街地	その他
低	圧	9メートル	9メートル
高	圧	10メートル	9メートル
高低归	E併架	12メートル	11メートル

(ホ) がいし

高圧または低圧架空電線路のがいしは、原則として次表のものを使用 いたします。

電圧	使用箇所	引通箇所	引留箇所
高	圧	高圧ピンがいし	高圧耐張がいし
低	圧	低圧引留がいし	低圧引留がいし
低圧	引 込	低圧引留がいし	低 圧 引 留 が い し 低圧引留三角がいし 低圧引留バインドレスがいし

(へ) 電線の種類および太さ

- a 高圧または低圧架空電線の導体には、硬銅線を使用いたします。ただし、技術上、経済上不適当な場合は、他の適当な材質のものを使用いたします。
- b 高圧または低圧架空電線および高圧または低圧架空引込線には、絶 縁電線を使用いたします。
- c 電線の太さは、許容電流、電圧降下および機械的強度を考慮して、 次表により選定いたします。

架空電線の太さの最低限度

高	圧	直	径	5.0	ミリメートル
低	圧	直	径	5.0	ミリメートル
低 圧	引 込	直	径	2.6	ミリメートル

(注) 低圧架空引込線については、特殊なものは、上表にかかわらず 2.0ミリメートルを使用することがあります。

電線の種類、太さおよび許容電流

(単位:アンペア)

											\ 1 1-			
			単	線	(ミリメ・	- トル)	ļ		り	線	(平	方识	メートバ	V)
			2.6	3.2	4.0	5.0	5.5	8	14	22	38	60	80	100
高圧絶縁	高圧架橋オ レン絶縁電 (OC)		_	_	_	146	_	_	_	_	_	_	335	_
電線	高圧引下用 リエチレン 線(PDC)	月架橋ポ ✓絶縁電	_	_	_	_	71	_	_	_	_	_	_	_
低	屋外用ビニル	低圧線	_	_	_	103	_	_	_	_	153	206	_	302
圧	絶縁電線 (OW)	引込線	44	58	78	_	_	_	_	112	153	206	_	302
絶	600ボルトビニ) (I V		48	62	81	_	_	_	88	115	162	217	_	298
縁	引込用ビニル	2 心	38	50	_	_	_	_	70	92	_	_	_	_
電	絶縁電線 (DV)	3心*	34	44	_	_	_	_	62	80	113	152	_	_
線	600ボルトビ ビニルシースク (VV	ケーブル	34	_	_	_	_	43	57	81	113	152	_	209

*交流単相3線式の場合は2心の電流を適用する。

(ト) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は、次表により、技術上、経済上適当なものを選定いたします。

容		量	(キロボ	ルトアン	ンペア)
10	20	30	50	75	100	133

(注) 3 相電力負荷に対しては、単相変圧器 2 台を V 結線または 3 台を Δ 結線により使用することがあります。

(チ) 開閉器の取付けおよび容量

a 高圧架空電線路を操作または保守するために必要な箇所には、気中

開閉器を施設いたします。ただし, 気中開閉器の施設が技術上, 経済 上不適当な場合には, 他の種類の開閉器を施設することがあります。

b 開閉器の容量は、次表により、技術上、経済上適当なものを選定い たします。

容量(アンペア) 100 200 300 400

(リ) その他装柱付属品等に関する事項

- a 高圧または低圧架空電線路の装柱は複雑にならないように考慮し、標準装柱は、高圧線は水平配列、低圧線は垂直配列といたします。ただし、付近の樹木や建造物等の状況によっては、他の配列とすることがあります。
- b 高圧架空電線路で水平配列する場合のアームは、軽量腕金を使用いたします。また、低圧架空電線路で垂直配列する場合のアームは、ラック金物を使用いたします。
- c 支柱,支線柱は,支持物強度の一部を安全に分担できる種類と長さのものを使用いたします。
- d 変圧器の1次側に使用する開閉器には、高圧カットアウトを使用いたします。

(ヌ) 特殊地域の施設

- a 塩害地域に施設する架空電線路のがいし、柱上変圧器、開閉器等の機器および材料は、耐塩構造のものを使用し、耐塩施設を行ないます。なお、塩害地域とは、海岸からおおむね2キロメートル以内で、塩害を受ける地域をいいます。
- b 雷雨発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には、その程度 に応じ、架空地線の施設、避雷器の取付数の増加等の耐雷施設の強化 を行ないます。
- c 雪害地域については、その程度に応じた対策を実施いたします。

ハ 高圧または低圧地中電線路

(イ) 施設方法

高圧または低圧地中電線路の施設方法は、管路式といたします。ただし、次の場合は直接埋設式または暗きょ式によることがあります。

a 直接埋設式

重量車両が通ることなく、かつ、再掘さくが他に支障のない構内等 に施設する場合

b 暗きょ式

当該線路を含めて相当多数のケーブルを同一の場所等に施設する場 合

(ロ) ケーブルの種類および太さ

高圧または低圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、 許容電流,短絡電流,電圧降下,施設方法等を考慮して,次表により選 定するものといたします。ただし,技術上,経済上やむをえない場合は, 他の種類のケーブルを使用することがあります。

なお,ケーブルの許容電流は,日本電線工業会規格の算定方法に準じ, 施設条件を考慮して算定いたします。

公称電圧 (ボルト)	種	類			称断面積メートル)	-
6 600			38	60	100	150
6,600			200	250	325	
	架橋ポリ ケ ー	エチレンブル	14	22	38	60
600			100	150	200	250
			325	400		

(ハ) 開閉器の施設および容量

a 高圧地中電線路を操作または保守するために必要な箇所には開閉器 を施設いたします。 b 容量は次表によります。

容 量 (アンペア)	400
------------	-----

(二) 変圧器の施設および容量

変圧器の容量は、次表により、技術上、経済上適当なものを選定いたします。

			容 量 (キロボルトアンペア)
単	相	用	100 150
灯	力 共	用	50 + 30 75 + 50 100 + 50

(3) 変電設備

イ 通 則

電線路の引出設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

口結線法

結線および主要機器取付台数は、次表を標準といたします。

X	分	結 線 法	機器名	台 数
亩	補助母線付		プラグイン 断 路 路	1台 1台 2台 1台 1式
圧	切替断路器付		プラグ 断 路 器 器 器 器 器 配 電 配 電 配 電 の	1台 1台 2台 1台 1式

凡 例

プラグイン形 しゃ断器	断路器	変 流 器	零相変流器
X X			

- (注) 1 切替断路器付に記載の台数は引出設備1回線分といたします。
 - 2 接地装置については、固体絶縁開閉装置を使用する場合は、線路側に1台設置することがあります。

ハ しゃ断器

- (イ) しゃ断器は、当社で一般的に使用しているもののなかで、その使用回路の公称電圧(以下「回路電圧」といいます。)に応じ、最大負荷時の電流および施工時の系統構成または将来構成されることが予定されている系統構成について計算した短絡電流から判断して、原則として次表のものを選定いたします。
- (ロ) 系統構成は10年程度先を目標といたします。

回路電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定格電流 (アンペア)	定格しゃ断電流 (キロアンペア)	型	式
6.6	7.2	600	12.5	真空型	ガス型

二断路器

- (イ) 断路器は、当社で一般的に使用しているもののなかで、その回路電圧 に応じ、最大負荷時の電流およびその系統で必要な定格短時間電流から 判断して、原則として次表のものを選定いたします。
- (ロ) 系統構成は10年程度先を目標といたします。

回路電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定格電流 (アンペア)	定格短時間電流 (キロアンペア)	型 式	
6.6	7.2	600	12.5	三極単投	

ホ 計器用変流器

- (イ) 計器用変流器は、当社で一般的に使用しているもののなかで、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流およびその系統で必要な定格短時間電流から判断して、必要最小のものを選定いたします。
- (ロ) 系統構成は10年程度先を目標といたします。

へ配電盤

配電盤には、原則として電流計およびしゃ断器等の操作用開閉器ならび

に運転に必要な装置を取り付けます。また、必要に応じ電力量計、無効電力量計、電圧計等を取り付けます。

ト 保護装置

電線路に短絡または地絡故障を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための保護装置を取り付けます。

なお、原則として各線路には、自動再閉路継電器を施設いたします。